

* 平成30年度からケアマネ試験の受験資格が変更になります *

平成 27 年 2 月 12 日付老発 0212 第 2 号により受験要件の見直しが行われました。3 年間の経過措置が終了し、平成 30 年度の試験からは以下の (ア) (イ) が対象業務となります。
また、(ア) (イ) を通算して 5 年以上の実務経験期間^{注1}と 900 日以上^{注2}の従事日数^{注3}が必要です。

※平成 30 年度の詳細については 5 月初旬に掲載予定です。

【対象業務について】

(ア) 次の法定資格を取得し登録後、その資格に基づく業務に従事した期間 ※要援護者に対する直接的な業務を行っていること ^{注3}		(ア)(イ)を通算して5年以上の実務経験年数と9000日以上の 従事日数があること																	
法定資格	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。） 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士																		
(イ) 次の施設等において、法により規定された相談援助業務に従事した期間		(ア)(イ)を通算して5年以上の実務経験年数と9000日以上の 従事日数があること																	
相談援助業務	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 特定施設入居者生活介護施設</td> <td style="width: 40%;">生活相談員</td> </tr> <tr> <td>② 地域密着型特定施設入居者生活介護施設</td> <td>生活相談員</td> </tr> <tr> <td>③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設</td> <td>生活相談員</td> </tr> <tr> <td>④ 介護老人福祉施設</td> <td>生活相談員</td> </tr> <tr> <td>⑤ 介護老人保健施設</td> <td>支援相談員</td> </tr> <tr> <td>⑥ 介護予防特定施設入居者生活介護施設</td> <td>生活相談員</td> </tr> <tr> <td>⑦ 障害者総合支援法に規定する計画相談支援</td> <td>相談支援専門員</td> </tr> <tr> <td>⑧ 児童福祉法に規定する障害児相談支援</td> <td>相談支援専門員</td> </tr> <tr> <td>⑨ 生活困窮者自立支援法に規定する相談支援事業</td> <td>主任相談支援員</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※法律等の詳細は次ページをご確認ください。</p>		① 特定施設入居者生活介護施設	生活相談員	② 地域密着型特定施設入居者生活介護施設	生活相談員	③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設	生活相談員	④ 介護老人福祉施設	生活相談員	⑤ 介護老人保健施設	支援相談員	⑥ 介護予防特定施設入居者生活介護施設	生活相談員	⑦ 障害者総合支援法に規定する計画相談支援	相談支援専門員	⑧ 児童福祉法に規定する障害児相談支援	相談支援専門員	⑨ 生活困窮者自立支援法に規定する相談支援事業
① 特定施設入居者生活介護施設	生活相談員																		
② 地域密着型特定施設入居者生活介護施設	生活相談員																		
③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設	生活相談員																		
④ 介護老人福祉施設	生活相談員																		
⑤ 介護老人保健施設	支援相談員																		
⑥ 介護予防特定施設入居者生活介護施設	生活相談員																		
⑦ 障害者総合支援法に規定する計画相談支援	相談支援専門員																		
⑧ 児童福祉法に規定する障害児相談支援	相談支援専門員																		
⑨ 生活困窮者自立支援法に規定する相談支援事業	主任相談支援員																		

注1 実務経験期間は、試験日の前日までに満たしていることが必要です。
育児休業・病気休業・介護休業期間、退職期間は除きます。

注2 従事日数とは、実際に相談・介護等の業務に従事した日数であり、休日・休暇・病欠・退職等は含まれません。
また、1日の勤務時間が短い者の場合についても1日勤務したものとみなします。

注3 当該資格を有しながら、直接的な対人援助ではない業務（研究・教育・事務等）を行っている期間は実務経験期間に含まれません。

【実務経験証明書の提出について】

平成 30 年度は、これまで省略受験の対象となっていた方も、改正後の受験資格を確認するため、「実務経験証明書」の提出が必要になります。

平成 29 年度までは、過去 3 年間のいずれかで受験票の交付を受けた方は、「実務経験証明書」の提出を省略できました。（省略受験）

次に掲げる施設等において法により規定された相談援助業務に従事する者

①	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 11 項に規定する <u>特定施設入居者生活介護</u> にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号）第 175 条第 1 項第 1 号に規定する <u>生活相談員</u>
②	介護保険法第 8 条第 20 項に規定する <u>地域密着型特定施設入居者生活介護</u> にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 110 条第 1 号に規定する <u>生活相談員</u>
③	介護保険法第 8 条第 21 項に規定する <u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u> にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 131 条第 1 項第 2 号に規定する <u>生活相談員</u>
④	介護保険法第 8 条第 26 項に規定する <u>介護老人福祉施設</u> にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 39 号）第 2 条第 2 項に規定する <u>生活相談員</u>
⑤	介護保険法第 8 条第 27 項に規定する <u>介護老人保健施設</u> にあつては、指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 40 号）第 2 条第 4 項に規定する <u>支援相談員</u>
⑥	介護保険法第 8 条の 2 第 11 項に規定する <u>介護予防特定施設入居者生活介護</u> にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 231 条第 1 項第 1 号に規定する <u>生活相談員</u>
⑦	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 16 項に規定する <u>計画相談支援</u> にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条に規定する <u>相談支援専門員</u>
⑧	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 6 項に規定する <u>障害児相談支援</u> にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条に規定する <u>相談支援専門員</u>
⑨	生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する <u>生活困窮者自立相談支援事業</u> にあつては、別に定める者（ <u>主任相談支援員</u> ）